指定共同生活援助事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に基づく重度障害者支援加算の取扱について(通知)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、共同生活援助に係る重度障害者支援加算の障害福祉サービス受給者証の標記が一部変更しますので、以下の点に御留意くださいますようお願いいたします。

1 共同生活援助における、重度障害者支援加算の新設について

(1) 重度障害者支援加算 I について

従前の重度障害者支援加算の対象者が「重度障害者支援加算 I」になります。

○受給者証の標記について

既存の重度障害者支援加算の標記:「共同生活援助加算重度」 報酬改定に伴う重度障害者支援加算の標記:「共同生活援助加算重度I」

○受給者証の発行について

(例) 重度障害者支援加算 I の対象者について

- ①~令和3年3月31日→受給者証の標記:「共同生活援助加算重度」
- ②令和3年4月1日~期間更新・変更の前日:受給者証の標記「共同生活援助加算重度」
- ③期間更新・変更~:受給者証の標記「共同生活援助加算重度 I |

※上記②、③のいずれの場合も令和3年4月1日以降、重度障害者支援加算Iの算定が可能です。

○請求について

現在、受給者証に「共同生活援助加算重度」又は「共同生活援助加算重度 I 」の標記がある場合、報酬改定後の令和3年4月1日以降、重度障害者支援加算(I)が算定可能です。

(2) 重度障害者支援加算Ⅱ(新設)について

障害支援区分の認定調査項目のうち、<u>行動関連項目の調査等の合計点数が10点以上である者</u>について、支給決定が必要な加算です。

○受給者証の標記について

報酬改定に伴う重度障害者支援加算の標記:「共同生活援助加算重度Ⅱ」

○受給者証の発行について

当該加算の対象者については、「共同生活援助加算重度Ⅱ」(適用日:令和3年4月1日付け)が標記された受給者証を発行します。

※なお、受給者証は、令和3年4月中を目途に発行予定です。

障害福祉課 給付係 044-200-0873